

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名：都市整備局

頁	整理 番号	債権名	所管部署 (連絡先)
1	001	住宅使用料	住宅部管理課 電話：06-6208-9268
3	002	不正入居等損害金(管理担当)	住宅部管理課 電話：06-6208-9268
5	003	市営住宅附带駐車場納付金	住宅部管理課 電話：06-6208-9268
7	004	市営住宅附带駐車場使用料	住宅部管理課 電話：06-6208-9268
9	005	市営住宅附带駐車場損害金	住宅部管理課 電話：06-6208-9268
11	006	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金	市街地整備部区画整理課(清算) 電話：06-6208-9437
13	008	賃料相当損害金	住宅部建設課(団地再生) 電話：06-6208-8421
			市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) 電話：06-6208-9454
15	009	地代相当損害金	住宅部保全整備課 電話：06-6208-9274

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権区分	非強公	債権名	住宅使用料
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したのも

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	474,849	▲1,020	475,869	135,220	50,625	184,825	28.4%	38.9%	290,024	37,641,648	37,492,849	0	37,492,849	99.6%	99.6%	148,799	98.7%	98.8%	438,823
B 令2実績	438,823	126	438,697	142,328	19,952	162,406	32.4%	37.0%	276,417	37,291,777	37,180,973	0	37,180,973	99.7%	99.7%	110,804	98.9%	99.0%	387,221
C 令3修正目標	387,221	0	387,221	93,269	20,113	113,382	24.1%	29.3%	273,839	37,223,373	37,074,480	0	37,074,480	99.6%	99.6%	148,893	98.8%	98.9%	422,732
D 令3実績	387,221	▲1,055	388,276	108,033	17,375	124,353	27.8%	32.1%	262,868	36,970,042	36,860,163	0	36,860,163	99.7%	99.7%	109,879	99.0%	99.0%	372,747
E 令4当初目標	422,732	0	422,732	121,214	28,710	149,924	28.7%	35.5%	272,808	37,223,373	37,074,480	0	37,074,480	99.6%	99.6%	148,893	98.8%	98.9%	421,701
F 令4修正目標	372,747	0	372,747	103,623	43,600	147,223	27.8%	39.5%	225,524	36,799,969	36,652,769	0	36,652,769	99.6%	99.6%	147,200	98.9%	99.0%	372,724
G 令5当初目標	372,724	0	372,724	103,617	40,937	144,554	27.8%	38.8%	228,170	36,799,969	36,656,449	0	36,656,449	99.6%	99.6%	143,520	98.9%	99.0%	371,690

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数		1,419	17	41		98		131		1,706	4	118	14	13	54	1	204	1,910
未収金残高		201,226	1,038	3,249		8,676		20,157		234,346	718	17,705	1,378	1,698	6,994	29	28,522	262,868
未収債権の件数	18	1,621	2	53		81		36		1,811		13	1	24	19		57	1,868
未収金残高	1,143	95,690	154	3,501		4,440		2,171		107,099		573	90	1,240	877		2,780	109,879

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮ 又は ⑯

令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	3,778
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令2実績)のケ'	372,747

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和3年度3月末時点委託案件回収額:14,311千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和3年度3月末時点債権差押申立件数:27件 取立件数:26件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促を実施してきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(12件:2,691,042円) ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(3件:160,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取り組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取り組みを実施してきた。(令和3年度3月末時点即決和解申出件数:103件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替・代理納付実施率の向上のための取り組みを行ってきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組が必要。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促や保証人に対して滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施、また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額を増やさぬよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っている。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

2 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	32.4%	23.3%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	99.7%	99.2%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	98.9%	94.1%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	不正入居等損害金(管理担当)
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'-(エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	1,245,286	3,638	1,241,648	26,035	153,517	183,190	2.1%	14.7%	1,062,096	41,135	7,201	208	7,409	17.5%	18.0%	33,726	2.6%	14.8%	1,095,822
B 令2実績	1,095,822	2,047	1,093,775	23,988	109,908	135,943	2.2%	12.4%	959,879	43,878	9,408	0	9,408	21.4%	21.4%	34,476	2.9%	12.8%	994,349
C 令3修正目標	994,349	0	994,349	14,915	30,000	44,915	1.5%	4.5%	949,434	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.0%	991,175
D 令3実績	994,349	1,004	993,345	24,856	32,433	58,293	2.5%	5.9%	936,056	46,974	5,233	155	5,388	11.1%	11.5%	41,586	2.9%	6.1%	977,642
E 令4当初目標	991,175	0	991,175	14,868	30,000	44,868	1.5%	4.5%	946,307	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.0%	988,048
F 令4修正目標	977,642	0	977,642	14,664	30,000	44,664	1.5%	4.6%	932,978	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	974,719
G 令5当初目標	974,719	0	974,719	14,621	30,000	44,621	1.5%	4.6%	930,098	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	971,839

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数		2,533	29	9		12		202		2,785	24	133	14	21	285	7	484	3,269
未収金残高		718,306	9,535	10,331		4,386		56,658		799,216	4,596	32,781	2,384	7,048	87,197	2,832	136,838	936,054
未収債権の件数	15	106	2	39		2		4		168		6	1	1	3		11	179
未収金残高	3,230	19,476	249	15,931		55		1,006		39,947		1,146	103	4	385		1,638	41,585

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	3,448
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)	977,639
令和3年度決算見込における債務者数	1,972

4. 令和3年度の実績内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和3年度3月末時点委託案件回収額:20,719千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和3年度3月末時点債権差押立件数:27件 取立件数:26件) ・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(20件:17,736,790円) ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:41,767円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施してきた。(令和3年度3月末時点即決和解申出件数:103件) ・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、住宅の明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主退去を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和4年度の実績内容 … 「1. 令和3年度の実績目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の実績内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、回収率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金は発生すると解消が極めて困難な債権であるため、損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施する。 ・また、損害金の発生抑制には滞納早期の段階での対応が有効であることから、住宅使用料の滞納により明渡請求を行った対象者(毎月)のうち滞納の解消がないものについて、請求の翌月である損害金発生月に訪問員(会計年度任用職員)による個別訪問指導を行う。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

9 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	2.2%	3.4%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	21.4%	47.5%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度+現年度)徴収率	2.9%	23.4%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場納付金
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令和元 実績	851	0	851	55	463	518	6.5%	60.9%	333	0	0	0	0	-	-	0	6.5%	60.9%	333
B 令和2 実績	333	1	332	38	0	39	11.4%	11.7%	294	0	0	0	0	-	-	0	11.4%	11.7%	294
C 令和3 修正目標	294	0	294	13	0	13	4.4%	4.4%	281	0	0	0	0	-	-	0	4.4%	4.4%	281
D 令和3 実績	294	0	294	20	54	74	6.8%	25.2%	220	0	0	0	0	-	-	0	6.8%	25.2%	220
E 令和4 当初目標	281	0	281	12	0	12	4.3%	4.3%	269	0	0	0	0	-	-	0	4.3%	4.3%	269
F 令和4 修正目標	220	0	220	12	0	12	5.5%	5.5%	208	0	0	0	0	-	-	0	5.5%	5.5%	208
G 令和5 当初目標	208	0	208	12	0	12	5.8%	5.8%	196	0	0	0	0	-	-	0	5.8%	5.8%	196

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数		10								10				1			1	11
未収金残高		184								184				36			36	220
未収債権の件数										0							0	0
未収金残高										0							0	0

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	11	人
令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	11	
令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ'	220	

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 所在不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	-
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。 一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組みを進めてきた。 所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 	-
課題	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明となっている者への督促が困難となっている。 	-
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	-

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度 of 取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	-

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	004	債権区分	非強公	債権名	市営住宅附帯駐車場使用料
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	11,111	▲38	11,149	6,392	55	6,409	57.3%	57.7%	4,702	2,471,854	2,465,385	0	2,465,385	99.7%	99.7%	6,469	99.5%	99.6%	11,171
B 令2実績	11,171	▲51	11,222	6,331	329	6,609	56.4%	59.2%	4,562	2,402,709	2,398,859	0	2,398,859	99.8%	99.8%	3,850	99.6%	99.7%	8,412
C 令3修正目標	8,412	0	8,412	3,035	926	3,961	36.1%	47.1%	4,451	2,315,844	2,308,896	0	2,308,896	99.7%	99.7%	6,948	99.5%	99.5%	11,399
D 令3実績	8,412	▲38	8,450	4,291	616	4,869	50.8%	57.9%	3,543	2,354,413	2,349,496	0	2,349,496	99.8%	99.8%	4,917	99.6%	99.6%	8,460
E 令4当初目標	11,399	0	11,399	4,115	414	4,529	36.1%	39.7%	6,870	2,315,844	2,308,896	0	2,308,896	99.7%	99.7%	6,948	99.4%	99.4%	13,818
F 令4修正目標	8,460	0	8,460	3,637	299	3,936	43.0%	46.5%	4,524	2,311,501	2,304,566	0	2,304,566	99.7%	99.7%	6,935	99.5%	99.5%	11,459
G 令5当初目標	11,459	0	11,459	4,927	298	5,225	43.0%	45.6%	6,234	2,311,501	2,304,566	0	2,304,566	99.7%	99.7%	6,935	99.4%	99.4%	13,169

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数		45		45		2				92	1			1			2	94
未収金残高		1,295		2,135		33				3,463	16			63			79	3,542
未収債権の件数	28	252		6		2				288							0	288
未収金残高	365	4,070		399		84				4,918							0	4,918

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和3年度決算見込における債務者数	366	人
令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	382	
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令2実績)のケ'	8,460	

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き取納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引続き、口座振替実施率の向上を目指す。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者に対しては、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。(令和3年度3月末時点委託案件回収額:429千円) ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(2件:101,600円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取組み強化のための業務改善検討会を実施してきた。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組みを実施してきた。(令和3年度3月末時点即決和解申出件数:10件) ・即決和解申出者に対し和解日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施してきた。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送してきた。 ・口座振替実施率の向上のための取組みを行ってきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による督促を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解日までの毎月の収納状況を管理、滞納額を増やさないよう電話および文書による督促を継続して行う。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・解約滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、取納率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取組みを実施する。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨を引き続き実施。また納付勧奨の時間や休日対応についてより有効的な取組となるよう協議を行うことで滞納整理の取組みの強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引続き、口座振替実施率の向上を目指す。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	005	債権区分	私債権	債権名	市営住宅附帯駐車場損害金
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'-(エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	11,051	52	10,999	470	0	522	4.3%	4.7%	10,529	2,688	478	0	478	17.8%	17.8%	2,210	6.9%	7.3%	12,739
B 令2実績	12,739	106	12,633	220	0	326	1.7%	2.6%	12,413	1,298	455	0	455	35.1%	35.1%	843	4.8%	5.6%	13,256
C 令3修正目標	13,256	0	13,256	199	0	199	1.5%	1.5%	13,057	2,717	437	0	437	16.1%	16.1%	2,280	4.0%	4.0%	15,337
D 令3実績	13,256	14	13,242	345	320	679	2.6%	5.1%	12,577	1,244	136	0	136	10.9%	10.9%	1,108	3.3%	5.6%	13,685
E 令4当初目標	15,337	0	15,337	230	0	230	1.5%	1.5%	15,107	2,717	437	0	437	16.1%	16.1%	2,280	3.7%	3.7%	17,387
F 令4修正目標	13,685	0	13,685	205	0	205	1.5%	1.5%	13,480	2,717	437	0	437	16.1%	16.1%	2,280	3.9%	3.9%	15,760
G 令5当初目標	15,760	0	15,760	236	0	236	1.5%	1.5%	15,524	2,717	437	0	437	16.1%	16.1%	2,280	3.6%	3.6%	17,804

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数		78	1			1		9		89		5		1	10		16	105
未収金残高		9,788	102			81		1,479		11,450		341		53	733		1,127	12,577
未収債権の件数	6	6			6					18							0	18
未収金残高	247	173			687					1,107							0	1,107

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

令和3年度決算見込における債務者数	89	人
令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	123	
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令2実績)のケ'	13,684	

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・解約滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、引続き収納率の向上を図る。 ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・解約滞納者については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に催告業務を委託してきた。(令和3年度3月末時点委託案件回収額:180千円) ・解約した後転居先が不明な者に対しては、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している解約滞納者に対して、本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としてきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置に向けた手続きを進めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施してきた。(令和3年度3月末時点即決和解申出件数:10件) ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により市営住宅を退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、明渡しながされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主解約を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・解約滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	区画整理課清算グループ	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	強制公	債権名	土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金
----	-------	----	-------------	-------------	-----	------	-----	-----	--------------------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	22,564	0	22,564	1,115	0	1,115	4.9%	4.9%	21,449	2,131	1,432		1,432	67.2%	67.2%	699	10.3%	10.3%	22,148
B 令2実績	22,148	0	22,148	4,356	0	4,356	19.7%	19.7%	17,792	1,445	998		998	69.1%	69.1%	447	22.7%	22.7%	18,239
C 令3修正目標	18,239	0	18,239	1,404	0	1,404	7.7%	7.7%	16,835	1,445	1,055		1,055	73.0%	73.0%	390	12.5%	12.5%	17,225
D 令3実績	18,239	0	18,239	2,597	0	2,597	14.2%	14.2%	15,642	1,445	1,011	0	1,011	70.0%	70.0%	434	18.3%	18.3%	16,076
E 令4当初目標	17,225	0	17,225	890	0	890	5.2%	5.2%	16,335	1,445	1,051		1,051	72.7%	72.7%	394	10.4%	10.4%	16,729
F 令4修正目標	16,076	0	16,076	636	0	636	4.0%	4.0%	15,440	1,445	1,011	0	1,011	70.0%	70.0%	434	9.4%	9.4%	15,874
G 令5当初目標	15,874	0	15,874	430	0	430	2.7%	2.7%	15,444	1,445	1,010	0	1,010	69.9%	69.9%	435	8.3%	8.3%	15,879

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数	0	2	0	0	3	9	7	0	8	29	0	0	0	0	0	0	0	29
未収金残高	0	346	0	0	189	1,478	9,456	0	4,172	15,641	0	0	0	0	0	0	0	15,641
未収債権の件数	0	0	0	0	0	5	3	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	9
未収金残高	0	0	0	0	0	65	300	0	70	435	0	0	0	0	0	0	0	435

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	31	人
令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	38	
令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ	16,076	

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納付が滞らないよう、納付書に併せて文書で通知し納付意識の向上を図った。 ・業務マニュアルの作成と併せて不動産や預貯金などの資産調査を行い、収入(自主納付・強制徴収)によって完納するか、滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地清算金の徴収業務にかかる処理方針の作成と併せて不動産や預貯金などの資産調査を行い、収入(自主納付・強制徴収)によって完納するか、滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの検討を行った。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・全納付者に関して居住調査及び親族調査を実施した。 ・長期に渡り支払が無い納付者については、税情報等で資産調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全納付者に関して居住調査及び親族調査を実施した。 ・支払が遅れがちな納付者に対して残高および納付を促す文書を送付した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・納付が滞った場合に直ちに催告をしても、応じない納付者や滞納を繰り返す納付者がいる。 ・家計の悪化(収入減少等)により、納付が滞る場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の悪化(収入減少等)により納付が滞る場合がある。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問により本人及び相続人の生活状況を把握するとともに、財産調査を行って滞納処分等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問により本人及び相続人の生活状況を把握するとともに、財産調査を行って滞納処分等を検討する。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・残高を文書で通知し納付意識の向上を図る。(1債務者につき年1回以上) ・不動産や預貯金などの財産調査を行い、収入状況に応じて自主納付や差押えを行うか、或いは滞納処分の停止を経て不能欠損処理して完結するかの見極めを行う。 ・納付が滞っている納付者を訪問して生活状況を確認し、納付を促す。 ・居住調査及び親族調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住調査(場合によっては親族調査)を行う。 ・納付が滞ることがないよう、継続して納付を促す。 ・納付者の資力や経済状況をふまえて、納付額の増額などの見極めを行う。

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	建設課団地再生G 住環境整備課市街地再開発G	債権整理番号(3ケタ)	008	債権区分	私債権	債権名	賃料相当損害金
----	-------	----	---------------------------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	4,454	0	4,454	0	0	0	0.0%	0.0%	4,454	300	273	0	273	91.0%	91.0%	27	5.7%	5.7%	4,481
B 令2実績	4,481	0	4,481	0	0	0	0.0%	0.0%	4,481	300	300	0	300	100.0%	100.0%	0	6.3%	6.3%	4,481
C 令3修正目標	4,481	0	4,481	2,787	0	2,787	62.2%	62.2%	1,694	300	300	0	300	100.0%	100.0%	0	64.6%	64.6%	1,694
D 令3実績	4,481	0	4,481	960	0	960	21.4%	21.4%	3,521	210	210	0	210	100.0%	100.0%	0	24.9%	24.9%	3,521
E 令4当初目標	1,694	0	1,694	0	0	0	0.0%	0.0%	1,694	0	0	0	0	-	-	0	0.0%	0.0%	1,694
F 令4修正目標	3,521	0	3,521	3,521	0	3,521	100.0%	100.0%	0	162	162	0	162	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
G 令5当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-	0

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
未収債権の件数		1	2							3							0	3
未収金残高		1,827	1,694							3,521							0	3,521
未収債権の件数										0							0	0
未収金残高										0							0	0

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	3	人
令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度+現年度)	3	
令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度+現年度) = 上記2のD(令2実績)のケ'	3,521	

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<p>【建設課分】 債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 相続人を把握し、債務者と同様に債権管理・回収を行う。</p>	<p>【建設課分】 ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>
取組実績	<p>【建設課分】 ・令和3年6月、債務者1名から「市有不動産売却申込書」の提出。令和3年8月「土地売買契約書締結」。令和4年2月賃料相当損害金未払分の支払いの履行を確認。 ・もう1名の債務者については、令和3年5月、12月、令和4年1月、2月に訪問勧告・協議を行い売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付した随契売却交渉を行った。 【住環境整備課分】 相続人が判明したため、相続人との納付交渉を行っている。</p>	<p>【建設課分】 ・毎月発生する債務者2人の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行った。 ・定期的に訪問を行い、現年度については未収金は発生していない。</p>
課題	<p>【建設課分】 債務者の1人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>【住環境整備課分】 相続人との対面交渉を設けることが困難である。</p>	-
改善策	<p>【建設課分】 債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行い、早期に売買契約を締結する。</p> <p>【住環境整備課分】 -</p>	-

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<p>【建設課分】 債務者の1人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p> <p>【住環境整備課分】 相続人と納付交渉を行い、債権管理・回収を行う。</p>	<p>【建設課分】 ・毎月発生する債務者1人の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行うとともに、引き続き売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。</p>

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	保全整備課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権区分	私債権	債権名	地代相当損害金
----	-------	----	-------	-------------	-----	------	-----	-----	---------

1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標=令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「-」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア =前年度ケ'	イ =ア-ウ (▲=増加を表す)	ウ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =エ÷ウ	ク =カ÷ア	ケ =ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' =エ'+オ'	キ' =エ'÷ウ'	ク' =カ'÷ウ'	ケ' =ウ'- (エ'+オ')	キ" =(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク" =(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ" =ケ+ケ'
A 令元実績	490	0	490	25		25	5.1%	5.1%	465							0	5.1%	5.1%	465
B 令2実績	465	0	465	88		88	18.9%	18.9%	377							0	18.9%	18.9%	377
C 令3修正目標	377	0	377	120		120	31.8%	31.8%	257							0	31.8%	31.8%	257
D 令3実績	377	0	377	121		121	32.1%	32.1%	256							0	32.1%	32.1%	256
E 令4当初目標	257	0	257	74		74	28.8%	28.8%	183							0	28.8%	28.8%	183
F 令4修正目標	256	0	256	37		37	14.5%	14.5%	219							0	14.5%	14.5%	219
G 令5当初目標	219	0	219	104		104	47.5%	47.5%	115							0	47.5%	47.5%	115

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況(区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	未収債権の件数	未収金残高
過年度	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押え後、各種手続中のもの又は又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換備手続中のもの又は換備予定のもの 【非・私】債務名義取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換備猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待たず、納付を猶予(期限延長)しているもの	換備猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換備見込のないもの又は換備済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	36	141
現年度																	0	0

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) 又は ⑭ 又は ⑮

令和3年度決算見込における未収債権の件数(過年度+現年度)	68
令和3年度決算見込における未収金残高(過年度+現年度)=上記2のD(令2実績)のケ'	256

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送・電話による催促や時間帯を変えての自宅訪問を行い、滞納解消に向け納付指導を行う。 ・訴訟案件については、費用対効果を考慮しながら財産差押等の強制執行も視野に進める。 ・訴訟案件以外については、費用対効果を考慮しながら関係局と協議し、損害賠償請求の法的措置の検討を行う。 	-
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者14名に、納付を求める文書の送付(令和3年8月)を実施した。 ・債務者3名について、自宅訪問を実施した。 ・債務者3名については完納に至った。 	-
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者ごとの債務額が低額なので、比較的費用が掛からない支払督促によったとしても、異議申し立てにより通常訴訟に移行した場合、回収に係る費用が債務を上回る。 ・また、車両は全て撤去されており、現在は市営住宅敷地の不適正使用状態が解消されているため、異議申し立てを受ける可能性が高い。 ・そのため、法的措置への移行は費用対効果を鑑みて慎重な検討を要する。 ・過去に駐車していた期間の損害金であるため、車両を撤去したことや、市営住宅を退去したことにより支払いに対する意識が薄れている。 	-
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・市内及び周辺地域に居住している債務者へは、夜間訪問等により直接接点を図り、納付指導を行う。 ・督促文書の内容に、あらためて損害金についての説明を記載する等して、納付への意識を高める。 	-

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き郵送・電話による催促や時間帯を変えて居住地を訪問し、滞納解消に向け納付指導を行う。 ・現在も市営住宅へ入居している債務者へは、家賃収納と連携して指導を行う。 	-